

中国農村人民公社の労働管理制度

——生産隊の労働組織，分配制度を中心に——

座 間 紘 一

<目 次>

はじめに

- 〔1〕今日の農業政策の基本的特徴
- 〔2〕人民公社生産隊の経営管理
- 〔3〕生産隊の労働組織
- 〔4〕分配方式
- 〔5〕政策転換をめぐる諸条件

おわりに

はじめに

本稿は、1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回総会（以下中共11期3中総と略称）を決定的転機とする路線転換以後の中国農業について次の諸点を検討しようとするものである。即ち、(i)今日急速に実行に移されつつある人民公社政策の中で基本計算単位であるところの生産隊の経営管理，とりわけ労働組織，労働報酬制度を整理し，検討すること，(ii)それらの政策措置の実施をめぐる主体的・客観的条件を明らかにすること，(iii)そのための前提として，必要なかぎりの「文革」路線の転換の性格を明らかにすることである。

今日提起され，具体化しつつある農業政策は全面的・包括的なものであり，上の諸点の検討のみで政策全体についても，検討した諸点についても軽率に政策的価値判断を下すことはできない。本稿はいわば今日の農業政策の全面

的検討のための部分作業である。

〔1〕今日の農業政策の基本的特徴

中共11期3中総は、農業、工業、軍事、科学技術のいわゆる「4つの近代化」を今後の活動の重点とすることを決定するとともに、中国の社会主義革命と社会主義建設の見直しをおこない、「大躍進」政策、文化大革命（以下「文革」と略称）などに示された「毛沢東路線」からの転換¹⁾にとってきわめて重要な決定をおこなった会議であった。

社会主義の歴史的な位置づけ、社会主義における政治と経済の関係についての「毛沢東路線」の一連の命題、即ち、「社会主義＝資本主義から共産主義への過渡期」論、「過渡期階級闘争」論、「継続革命」論、「革命をつかんで生産を促す政治統帥」論などは否定され、かわって、社会主義の政治面での「団結と安定」、「階級闘争の基本的終結」、民主主義の発揚、法律・制度の確立と安定、経済面での「社会主義の経済法則の重視」とりわけ「労働に応じた分配法則の貫徹」と企業および集団経営の自主権の尊重、経済管理と経営管理体制の改革などが提起された²⁾。

こうした路線の転換の中で、とりわけ農業部門において、全面的包括的な政策措置が提起されている。それらは『中国共産党中央の農業発展を速める若干の問題についての決定（草案）』³⁾（1979年9月の中共11期4中総で正式決

1) 「毛沢東路線」およびその農業面での展開過程について詳しくは拙稿「1970年代の中国農業——『毛沢東路線』の展開と破綻——」大崎平八郎編『社会主義農業の構造と分析』ミネルヴァ書房 近刊 を参照。

2) 「中国共産党第11期中央委員会第3回総会コミュニケ」『北京週報』1978年第52号。

3) 『決定（草案）』、『新60条（試行草案）』は未公表であるが、ほぼ実物のコピーとみて間違いないと思われるものが『中共研究』第30巻第5期、第6期に転載されている。中共11期3中総コミュニケによれば、これらは「討議と試行のため、各省・市・自治区に配布すること」にしたという。中共11期4中総会で正式に採択された『決定』は『人民日報』1979年10月6日（邦訳『中国通信』1979年10月12日）、『新60条（試案）』については、1979年6月の第5期全人代第2回会議での華国鋒報告によれば、1980年の第5期全人代第3回会議で審議の上採択されることになっているという。以下本稿で検討する素材となっているのは『決定』（1979年9月28日）と『新60条（試案）』（1978年12月22日原則通過——『中共研究』所載のもの）である。

定—以下『決定』と略称) および『農村人民公社工作条例(試行草案)』(以下『新60条(試案)』と略称) にまとめあげられている。

その基本的特徴は、(i)農業からの蓄積の緩和と国家の農業への投資の増大、(ii)集団農民の所有権と自主権の尊重、(iii)農民の民主的諸権利と物質的・経済的利益の尊重、(iv)過度の集権的行政命令的経済管理システムの是正と分権的市場的管理システムとの結合などである⁴⁾。それは「大躍進」、「文革」期の農業政策を否定し、「第1次5ヵ年計画」期、「調整」期のそれを復興し、その基礎の上に、新しい農業建設路線を設定し、政策的体系化をおこなおうとしたものといえる。

こうした農業政策転換の内容を規定するものとしての「文革」期農政の特徴をごく大雑把にまとめると以下のごとくである。

「文革」期農政は結局のところ、(i)農業を工業化と軍事化のための主要な蓄積源とすること(農産物、とりわけ食糧の低価格安定的供給を農業の第一義的任務とすること)、(ii)地域農村に対して、「備戦」体制の強要とそのもとでの「艱難辛苦、自力更生」に基づく地域自給体制の形成(「まとまった地方工業体系」、「大寨型県の建設」)、(iii)人民公社の集団経営の官僚的軍事専制体制化、とまとめることができる。その結果、(i)食糧生産への過度の偏重と林業、牧畜、副業、漁業の軽視、過度の耕地化による自然破壊の進行、(ii)集団経営における「一に平均主義、二に徴発」、「四方八方から生産隊の基礎をほりくずす」地方自律的農民収奪、(iii)地方幹部「でたらめな指揮」、「長官の意志」の官僚的独裁体制、(iv)平均主義による「労働に応じた分配」原則の破棄や自留地、家庭副業、自由市場の制限ないし廃止などの事態が各地に発生し、全体として農業生産の顕著な停滞と農民生活の貧困、農工間の不均衡の拡大に帰結した⁵⁾。

従って、「文革」の農業政策の破綻は、直接的には中央集権的行政命令的経済管理システムそれ自体の諸矛盾の露呈というよりはむしろ、イデオロギー

4) 「中共第11期3中全会コミュニケ」(同上)。

5) この点詳しくは拙稿「1970年代の中国農業」(同上)。

的には「毛沢東思想」にもとづく国家的統一をはかりつつ、経済管理システムとしては地方自律的な官僚的軍事的行政命令的なそれへと編成替えしようとしたことによってもたらされたものである。

ところで今日の転換した農業政策は単に中央集権的行政的システムを回復することではなく、「調整」期の計画管理の制度、機構の回復とともに経済管理面での分権的・市場的契機および集団農民の主体性・自主性の尊重を前面におし出している。従来は、集権的にせよ分権的にせよ、いずれも行政命令的システムであった。この点に新しさがある。それ故にまた、従来の農業政策からの断絶的性格が強く、転換にともなう困難も大きいと思われる。にもかかわらずそうした転換を必然化させた事情としては、(i)長期にわたる農業政策の混乱、生産の停滞と何よりも農民生活の疲弊による分散的自然発生の傾向の助長、(ii)今日の条件の下では依然として国家および工業の側の農業への物的・財政的支援は制限されざるをえないこと、(iii)従って、農業発展のために、農民の主体的、集団的営為に依然として主要に依存せざるをえないこと、(iv)そのためには彼らの主体的努力を彼らの経済的利益と結びつけ、それと国家的利益とを整合的に結合する経済管理システムの導入が不可欠であるという認識があると思う。これまでの人民公社体制は小農民を集団農業に「封じ込めた」⁶⁾体制であった。「文革」はその統制的指令的契機をいやが上にも強大にしたが、今や対極の農民の私的・集団的契機を利用しようとしているのである。もともと地域自律性、分散性、自然発生性への傾向が強い中国農民に私的・集団的契機を与え、彼らの生産意欲をひき出し、全体としての計画経済に結合してゆくことはきわめて困難な作業であると思われる。

転換の性格の大枠は以上のように把握されると思う。

6) 「封じ込めた」という意味は「政社合一」体制への移行によって、高級農業生産協同組合においては認められていた加入、脱退の自由がなくなったこと、政権の基底組織(郷人民政府)と高級生産協同組合の管理部が合体したことによって、集団企業が行政機構に結びつけられ、政治に従属する基礎がつくられたこと、更に人民公社員の職業選択の自由が大幅に制限されてきたことを指す。

7) 「中共11期3中総コミュニケ」(同上)。

8) これらの数字は Frederick W. Crook「中国の人民公社」『米国のみた中国農業——

〔2〕人民公社生産隊の経営管理

中共11期3中総のコミュニケの中で、人民公社の管理運営にかかわる政策的措置は次の諸点である。

(i)人民公社、生産大隊、生産隊の所有権と自主権の保護。生産隊の労働力、資金、生産物、物資の無償転用または占有の禁止。

(ii)人民公社各級経済組織での労働に応じた分配原則の貫徹と平均主義の克服。

(iii)公社員の自留地、家庭副業、定期市の社会主義経済の補完物としての位置づけと干渉の禁止。

(iv)生産隊を基礎とする三級所有制の実行と安定化。

(v)人民公社各級経済組織の民主的管理、幹部の選挙、帳簿公開の実施⁷⁾

ここに示される政策措置は前節で述べた政策転換の基本的内容である。集団経営の基本計算単位の所有権と自主権を尊重し、基本計算単位では労働に応じた分配原則をはじめとする社会主義の経済原則にのっとりた管理と民主的運営を実行することによって、収益性原理にもとづく経営に転換し、国家的利益と集団的、個人的利益とを経済的に調和させようとする措置がつよくおし出されている。

生産隊はいうまでもなく人民公社三級所有制の基礎単位であり、集団所有制の経済計算単位でもある。生産隊の経営の充実と安定が第一義的とされている。その生産活動は農業、林業、牧畜業、副業、水産業など地域経済の全生産部門を包括し、これらの全面的発展が志向される。生産隊はほぼ自然集落に対応し、その規模は、全国平均をとれば約33戸、人口144人、耕地面積約20ヘクタールである⁸⁾。ここには公社、生産大隊級レベルの企業や事業の発展の

1975年米上下両院合同経済委員会報告より——』日中経済協会1975年10月より。しかしこの数字は単純平均であり、一応の目安でしかない。生産隊規模のバラツキ具合をさしあたり『農村人民公社の現状』日中経済協会1977年4月における、日本人が見学した人民公社中45公社について調べてみると、1生産隊当り平均戸数20戸代3、30戸代7、40戸代14、50戸代10、60戸代4、70戸代2、80戸代1、90戸代3、130戸代7ときわめて大幅であることがわかる(同上65～67頁の表より)。

ために生産隊から物資、労働力、資金を様々な形で徴発したり、経営規模の拡大のために貧しいままで生産隊を合併したり、生産大隊に吸収した「文革」期農政の否定の意図が強く投影されている。

生産隊の経営管理についてみると、まず、国家（上級）との関係では、生産隊はすべて「社会主義の方向を堅持し、国の政策、法律、法令を遂行し、国家計画の指導をうけるという前提のもとで、その時期、その土地の実情にあわせて作付けを行なう権限、増産措置を決定する権限、経営管理方法を決定する権限、自己の生産物と現金を分配する権限、あらゆる指導機関と指導者のでたらめな指揮を拒否する権限をもつ」⁹⁾ ことになった。

これによって、国家は食糧・綿花・油料などの主要農産物の生産量と国家への売渡し量の指標だけを下達し、甘蔗・豚・卵などその他の経済作物と農畜産物の主なものについては生産隊と買上げ契約を結ぶ方法をとることになった。¹⁰⁾ これらの数字および条件は中央→省→県→公社→大隊→生産隊へ下達される。生産隊はこれをもとに、上級と協議しながら供出量（義務供出量+超過供出量）、契約売渡し量などを決め、農業、林業、牧畜業、副業、漁業の各生産部門および基本建設その他事業にわたる生産計画、労働力使用計画、財務収支計画、収益分配計画をたてる。生産計画の作定にあたっては上級は協議をつうじて計画を調整することはできるが、強制的におこなうことはできないとされた。¹¹⁾

「文革」期においては、下達される計画指標が生産量、売渡し量、作付面積、時には栽培時期、栽培措置に及び、生産、売渡し指標については級を下

9) 『決定』の二、当面農業生産力を発展させるための25の政策と措置（以下「25の政策措置」と略称）の(1)、『新60条（試案）』第8条。

10) ここでの記述は四川省の場合にしたがっている（「四川省決定做好近三年經濟調節工作按照休養生息方針使農業有較快發展」『人民日報』1979年1月31日）が、他のところで超紫陽は、当面まだ綿花は栽培面積指標を下達、その他は計画面積を参考指標としたこと、その理由として綿花の価格が低すぎ、大衆が栽培するのを好まないことをあげている（「研究新情況、全面貫徹調整的方針」『紅旗』1980年第1期）。また湖南省江水県の場合、1979年の生産計画では16項目の農副産物について生産量、生産額、売渡し任務の指標を各生産隊へ下達した（「江水県尊重社隊種植自主權」『人民日報』1980年1月10日）。

11) 『新60条（試案）』34条。

るごとに水増しされ、さらに上級の行政的指令的指導、援助で拘束され、生産隊の自主権はきわめて制限されていた。今回の措置では上にあげた他、義務的供出量が長期に固定化された¹²⁾

以上によって生産隊は義務供出の完遂という制約は残るものの、国家との契約が民主的におこなえるならば、所与の買上げ価格、国家への売渡し契約を媒介にして、収益性原則にしたがって生産計画を自主的に決定し、自らの裁量で栽培措置をとれるようになった。いいかえると基本的には生産隊は、集団企業としての経営権を持つことになったということの意味する。

このような意味で生産隊の経営権をみとめた場合、上級の指導と生産隊の自主権のかかわり方の問題が、生産隊の範囲を越える地域経済計画の作定とそれにもとづく地域的分業と協業の再編成や農地基本建設計画の作定と実施、農業機械や水利灌漑センターの設置と利用体系など、あるいはまた新しい農業技術の普及などについて上の原則とのかかわりでどのように処理されるかが重要になってくると思われる¹³⁾

次に、生産隊は以上にもとずいて生産を組織するのであるが、ここでは一般に農民を作業班に組織し、様々の「生産責任制」が採用されることになった。生産隊は自らの労働力、土地およびその他の労働手段を最も合理的に組合せ、組織し、収益の極大化と社員の物質的利益を結合する労働組織形態と労働報酬形態をつくりあげることが必要である。この点については項を改めて検討する。

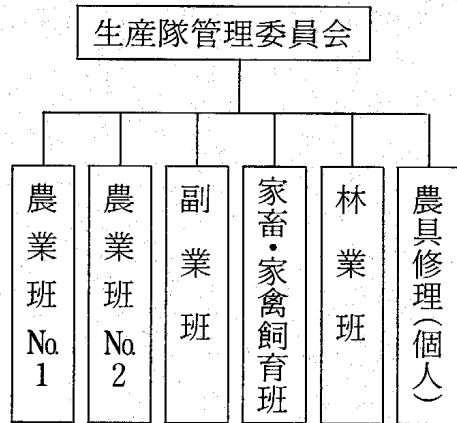
〔3〕生産隊の労働組織

生産隊は生産計画を実行するにあたり、生産部門、作業内容にしたがって作業班〔作業組〕あるいは個人に生産隊の労働力を配分し、組織する（例え

12) 『決定』の「25の政策措置」の(9)。

13) 生産隊の範囲を越えた地域的規模での分業と協業の組織、再編に関して上級の計画、指導と生産隊の自主性がどのように結合されるかが重要であるが、この点については『決定』、『新60条（試案）』は明確な現定をしていない。農地基本建設、公社・大隊営企業をおこすときは、「自由意思・互惠の原則を貫かなければならない」と規定している（『決定』の「25の政策措置」の(2)）。

ば下図のように)。作業班は労働組織の基本形態であり、生産計画、作業計画にしたがって生産隊との一定の契約関係の下で配分された作業の完成に責任を負う作業単位である。



生産隊は計画にそって収益性原則、いいかえると最少の労働力、物的支出で最大の産出高をもたらすべく、土地、労働力、労働手段、労働対象を適切に配分し、生産隊の統一的ノルマ管理の下で、作業班と適切な契約関係を取りむすぶ。ここでは生産隊の利益と作業班の利益とが整合的に結合するような作業班編成とノルマ形成、契約形態がとられる必要がある。

以上の諸前提の下にあって、労働組織の規模と形態を規定する要因として、さしあたり次のものをあげることができよう。即ち、生産部門および作業の種類、労働手段の発展水準、自然環境、社員の専門労働ないし部分労働への分化状況、幹部および一般社員の管理能力の水準などである。中国の場合、広大な国土、多様な地理的条件、気象条件の下できわめて豊富な生産部門があり、多様な営農形態が採用されているが、基本的には畜力、人力を主要な労働手段とする段階にある。今日、大規模社会主義農業への一步一步の再編を展望しつつ、社会主義的「マニュファクチュア」農業をいかに合理的に編成するかという段階にあるといえる。この段階では労働の組織化、組織された労働力の管理のあり方いかんが、集団経営の個人経営に対する優越性を保証し、さらに、生産力の発展をつうじて大規模機械制農業の技術的必然性にもとづく生産の再編・組織のスムーズな遂行を保障する上でも決定的に重要な役割をはたす。その意味で労働組織の適合性いかんは、生産力形成にとって決定的位置を占めているといえる。

今日中国当局が、一般的耕種部門で普及に力を入れている労働組織形態を組織原則の水準の高低に従って整理すると、様々の変形はあるが、基本的には

以下の3形態に分類される。

(1)「生産隊は生産の必要にもとずいて、生産隊全体の労働力を体力、技術に応じて、合理的に配分し、いくつかの臨時的あるいは固定的作業班に組分けする。……生産隊は作業班に『4固定』、即ち、任務を定め、作業の質を定め、時間を定め、労働点数を定めて個々の作業を請負わせる。生産隊は作業班が完了した作業について検査したのち受理し、合理的に労働点数を確定する。作業班では作業班のメンバーに対して労働点数を実際の作業を評定するかノルマに従うかして決め、記帳する。……任務を立派に完成した作業班または個人に対しては適当な精神的奨励または物質的奨励を与え、職責を尽さず、任務を完成できず、損失をもたらしたものについては適当な懲罰を与える」(略称「4定1奨」制、以下の論述では便宜上I型とよぶ)¹⁴⁾

14) 高正栄、王献永、許勁松「定額記工是農村按勞分配的一種好形式」『經濟研究』1979年第2期。なおこの形態が全国でどの程度普及しているかは不明であるが、この論文では安徽省では60パーセント以上の生産隊がこの方法を採用している。しかし、他の論文では安徽省の場合、ノルマにしたがって労働点数を記入する方法〔按定額記工分〕、農繁期の作業毎の請負い〔小数包工〕と農閑期の日時間にしたがって労働点数を記入し、評議を加える〔按時記工加評議〕方法との結合、および、本稿での分類によるII型がとられているという。しかもこの論文ではII型の長所が強調されている(周日礼「落實農村經濟政策的幾個問題」『紅旗』1979年第4期)。

また上海郊区の場合、このI型が比較的広く実施されており、それは、また次のように3類型に細分される。(i)生産隊は労働力を臨時的および季節的、相対的に固定的作業組に編成し、生産隊が直接に作業を指揮し、各農作業にはそれぞれ労働点数ノルマをつけておき、各労働力が完成した数と質を評定して各人の労働点数を記入する。(ii)生産隊が個々の作業あるいは一定期間内の作業任務およびその労働点数ノルマを作業班に請負わせて、作業組が各メンバーに対して各自の作業の量と質にしたがって労働点数を評定する。(iii)生産隊は一定期間の作業任務を作業組に課し、完成させるが、労働力は生産隊が統一的に等級を決め、作業時間にしたがって点数をつけ評議を加える。

さらにI型、II型の関係では、上海郊区では、1979年春に、郊区のある県や公社でII型の普及をはかったが、多くの生産隊はこれを採用しなかったという。その理由は、生産手段の分配がうまくできず、各作業組が優良地、優良肥料、優良耕牛(農業機械)等々を手に入れようとしたことにあり、その原因として次の諸点をあげている。(i)郊区の生産隊の規模が大きくなく(平均40戸前後、耕地120アール前後)、居住地が比較的集中し、生産を統一的に組織しうる条件がある。(ii)農業機械化の程度が比較的にたかく、耕起、灌漑、脱穀などの主要な農作業は基本的に機械化ないし半機械化されており、他方で農業機械の数は制限されており、各種機械が生産隊に行きわたらず、また、生産手段によっては生産隊を単位として生産を組織する方が効果的である。(iii)複種指数(=

(2)「生産隊の統一指導，統一計画，統一経営，統一計算，統一分配を前提に，生産隊は作業班にたいし，労働力を決め，土地を決め，生産量を決め，コストを決め，労働点数を決めて請負わせ，生産量と結びつけて超過生産に対して報奨を行ない，生産量が指標を下まわる場合は事情に応じて罰則を課す」(略称『生産量と結びつけた5定1奨』制，II型)¹⁵⁾

(3)「生産隊を基礎とし，土地，耕牛，農具などを作業班に固定し，管理させ，作業班に生産計画の完成，農副産物の国家への売渡し任務の完成，生産隊への公共蓄積と各留保分の上納の完成を請負い，その他の残余部分については生産隊の統一分配計画の下で作業班内部で分配する」(略称『大包幹』，III型)¹⁶⁾

作業班の規模は事例的にみるとメンバー10人前後から20人程度まで様々である¹⁷⁾

以上のI，II，III型共通の特徴は，(i)労働力，土地，役畜，農具(小農土地利用率)がたかく，経営項目が多く，当面の趨勢として各部門各作業の専門化が発展しつつあること。市農弁政策研究室「談談農業生産的責任制」『解放日報』1979年7月17日。

15) 中共広東省弁公庁調査研究室「対農業関係産量責任制問題的看法」『紅旗』1979年第4期。広東省では「今年から省の農村全体で“五定一奨”の経営管理制度をあまねくおこないはじめた」(『南方日報』1979年1月21日)という。

また馬東夫「定額管理与関係産量計酬—關於“五定一奨”生産責任制的幾個問題的探討」『光明日報』1979年3月22日はI型とII型を相互に比較検討して，I型では農作業の質が軽視されやすく，また質を検討することが困難なところにII型の優位性を求めている。

16) 中共鳳陽县委「“大包幹”的弁法好」『光明日報』1980年1月12日。この記事ではIII型のI型ないしII型に対して次のような優位性をあげている。(i)簡便でわかりやすく，現在の(この県の)農民の自覚の水準と基層幹部の管理水準にふさわしく，集団経済の優越性の發揮に有利である。(ii)個人の利益と集団の利益とをいっそう直接に密接に結びつけ，十分に社員の集団生産の積極性をひき出すことができる。なおこの県では当初II型を志向したがうまくゆかず，この方法を採用するようになったという。

17) 労働力数でみた作業班の規模もI，II，III型でそれぞれ異なると思われるが，いくつかの事例をあげると，先の安徽省の場合(I型)，ふつう整半労働力あわせて20人以上(高正栄他前掲)，広東の大多数の地区では(II型)10～15人(中共広東省委弁公庁調査研究室前掲)，安徽省鳳陽県の場合(III型)では5～6戸，10数の労働力(中共鳳陽县委前掲)，広東省清遠県洲心公社の場合(II型)，ふつう10～20人，少ないところでは5～8，9人(朱清前掲)などである。

具は除く)などの主要な生産手段は生産隊の所有であること、(ii)生産計画、管理、指導、計算は生産隊によって統一的にこなわれることである。

以下、I、II、III型のそれぞれの特徴と相互関連について検討する。

I型。(i)作業班は個々の作業を請負っている。ここでは作業毎の作業班のくみかえは容易であり、作業班の規模を越えた機械作業と作業班手作業とを組み合わせることも容易である。(ii)このことは土地を作業班に請負わせていないことと結びついている。(iii)生産隊—作業班の関係では個々の作業についてのノルマ化とそれにもとづいて遂行された作業の評価がおこなわれることになる。生産隊→作業班、作業班→メンバーの二つのレベルで監督、作業評価が必要となる。(iv)労働点数と報酬分配の関係では、作業班は個々の作業を請負うのだから、1作目の耕起から収穫までの全労働過程は複数の作業班によって担われることが可能になり、そのため個々の作業班の作業の質と生産結果との関連が不明瞭になりがちである。

この形態は作業班の規模を越える農業機械化作業が労働過程全体で基軸的位置を占め、その機械化作業体系の中で作業班の畜力、手作業を組合せるのに適合的形態であるといえる。その意味では社会的分業と協業の発展水準が高い労働組織形態であるといえる。

II型。この形態は、今日中国当局が普及に最も力を入れているものであり、また、1960年代の「調整期」の生産大隊基本所有制の時期の「4固定、3包1奨」制（生産大隊所有の土地、労働力、役畜、農具を一定期間生産隊に固定し、使用させ、生産大隊が生産隊に対して生産量、労働力使用量、コストを請負わせ、超過生産に対しては報奨を与える）を原型とし、これを1ランクおろしたものである。¹⁸⁾

この形態の特徴は次のとおりである。(i)土地、労働力、役畜、農具をワ

18) 「調整期」中に基本計算単位が生産大隊から生産隊に移行した時点で、このII型は多くの地区で採用されるようになったと思われる。例えば広東省清遠公社洲心公社では1962年から65年までII型を実施していたという、朱清「産量責任制是農業経営管理的一種好形式」『南方日報』1979年4月14日。また、ここでのI、III型もそれぞれこの時期に各地でおこなわれていたと考えられる。例えば先の高正栄、王献永、許勁松前掲論文。

ンセット作業班に固定することにより、作業班と労働手段との結合関係が強化、安定化し、そのことによって、いわば「自分たちのもの」としての愛着や労働手段の特性についての知識が深まる。(ii)生産量を作業班に請負わせることによって、請負い期間が最短1作目生育期間と長期化するとともに、個々の作業班で作業と作業結果との結合が直接的となり、I型のような生産隊—作業班での個々の作業の監督、評価は不必要となる。(iii)作業班の自主的判断の領域が大きくなる。作業班は所与の生産計画、主要な生産措置、生産指導の範囲内で、収益性にもとづいて労働過程を按配することができる。したがって、この形態は単純な作業請負いではなく、作業班に経営上の自主権をある程度与えた形態であるといえる。(iv)作業班へ組分けに際しては、作業の専門性ないし個々の部分労働の効率を編成上の規準とするよりも、作業班毎のまとめり、作業班相互の均衡を規準として労働力、土地、役畜、農具が組合わされる¹⁹⁾従って、労働過程における作業班相互の関連は弱められ、外在的となる(例えば、社会主義労働競争のような単純な比較競争)。(v)分配上の特徴はI型と共通するが、作業班内部での各メンバーの労働点数計算が重要な意義を持つ²⁰⁾しかし現実にはいくらの分配量(額)になるかということは個々の作業班では直接に計算できず、生産隊全体での労働点数、生産量(額)、収益などの計算を介してはじめて確定されることである。その意味で個々の作業班は分配を介して相互に内在的に作用しあっている。

この形態では作業班内部での労働体系が基本であり、作業班の規模をこえた機械化作業は作業班に対する「賃耕」として補助的位置を占めると思われる。その意味ではI型に比べて生産の社会化水準は低い。なおまた、生産隊の経営管理権と作業班の一定の経営上の自主権との関連もこの形態では微妙であると思われる²¹⁾

19) ノルマ制定の困難性はI、II型共通しているが、II、III型では労働手段および労働力の均等配分が作業班編成上の鍵であり、また困難な問題でもある。例えば「広冒省委及時解決係産量計酬中的新問題」『人民日報』1980年1月15日。

20) 作業班での労働点数計算の際に労働に応じた分配原則が適用されず、平均主義におちいりやすいことが多くの事例で見られる。この点は作業班の管理能力水準いかんによる。

21) この点も多くの事例で問題となっている。たとえば前掲『人民日報』1980年1月15日、『光明日報』1979年3月22日。

Ⅲ型。(i)Ⅱ型に比して更に作業班の自主的判断の余地が大きく、作業班は上の3つの請負い量を遂行したのちの残余を直接自己の手もとに残す。Ⅰ、Ⅱ型では作業班は分配面では相互に生産隊の生産総量(額)、労働点数総量を介して結びついているのにたいし、ここでは作業班レベルで生産量と分配量が直接的に結びついている。そのため他の作業班との関連は生産隊の統一規準以外には直接的にはない。(ii)生産隊は作業班にたいし、労働投入指標を与える必要はなく、生産隊レベルでの各作業班の労働投下量の算定の必要性はなくなる。(iii)作業班相互の生産、分配面での直接的関係はなくなる。

この形態は以上の3類型の中では作業班の経営自主権が大きく、生産隊の経営権に対して作業班の経営権が優位を占めるともとれる形態である。

以上の「生産責任制度」の普及措置がとられる中で生産隊の分割(=作業班の実質上の生産隊化〔分隊〕)、単独請負い〔単幹〕の禁止が当局により強調されている。このことは、普及過程でこうした現象が多く発生していることを示唆している。²²⁾〔分隊〕は生産隊の統一的な指導、計画、管理、計算、分配の規制が弱く、作業班は生産隊に対して一定の納入さえすればあとは勝手に裁量できるという、いわば「全面請負い」に近い形態であり、Ⅲ型において生産隊の統一規制が弱まったものであると考えられる。〔単幹〕は生産隊、作業班の集団的規制が弱く、世帯、個人の「請負い」と同様な形態であると思われる。

以上の形態は基本的には生産諸力の発展水準、社会的分業と協業の発展水準、生産隊、作業班の経営管理水準に対応している。作業班内部では十分効率的に稼働しえない大型労働手段の利用、専門労働への労働者の分化を基礎として生産隊レベルで技術的必然性に基づく労働編成が有効的になしうるのはⅠ型のみで、Ⅱ、Ⅲ型はいずれも作業班単位で基本的にまとまった作業体

22) 同時に「文革」時にこうした生産責任制が〔分隊〕、〔単幹〕と同一視され、「資本主義への道」として厳しく指弾されていたことにより、政策転換以後も地方幹部が生産責任制を採用するのに二の足をふんでいたり、両者の差異を明確にしない事態にたいし、その差異を地方幹部に明確に認識させることに中央が力をいれていることをも示している。

系の編成をおこなうことを基礎とする。II, III型と〔分隊〕,〔単幹〕とにおいては労働手段諸要因に確たる生産力的差がないこと,従って労働組織化,集団的経営管理のあり方いかんが生産の優越性にとって決定的に重要な意義をもつことは先に述べたとおりであるが,経営管理面においてもII型—III型—〔分隊〕—〔単幹〕と性格上連続的契機が多いのである。

作業班の他の組織形態について,副業,家畜・家禽の繁殖・飼育,農機具補修・操作,水管理など一定の専門的知識を必要としたり,あるいは老人,病弱者,身体障害者など一般農作業に参加できない社員でも就労可能な生産部門あるいは部分作業については専門的に作業班あるいは個人に請負わせる形態がとられている。報酬形態は当該生産隊のそれと統一的に時間制ないしノルマ制がとられている。

先にのべたように,今日各地の自主的選択が認められているが,全体としてはII型の普及に力が注がれている。また,普及の仕方としては,上級が上から型を規定することをせず,それぞれの公社で,〔分隊〕,〔単幹〕を除いて自主的に選択する方式がとられている。しかし,客観的,主体的条件を明確にした上での,採用すべき型の類型化は不可欠であり,その場合「技術的必然性にもとづく」労働の組織化をいかに客観的になしうるかが鍵をなすと思われる。同時に「マニユファクチュア」段階から機械制大農業への移行過程にあつては,労働組織も固定したものではありえない。生産部門,労働手段の再配分,再編成は大規模機械制農業を展望して,それとの関連の下におこなわれなければならない。

とはいえ,当面の政策転換においては,「文革」期の「竜のように一列になって畑に行き,蜂のように群って作業をする」,「働らいても働らかなくても分配は同じ」という画一的労働組織,平均主義的分配からの脱却が主たる側面であり,経営自主権にもとづく効率,収益性の導入による社員の生産意欲の高揚がもたらす新しい問題については今後の問題であるともいえる²³⁾

23) 新しい問題としては上に述べたこと以外に潜在的過剰労働力の顕在化(「調動農民積極性の一項有力措施—關於広東農村実行“五定一獎”生産責任制的調査」『人民日報』1979年5月21日)がある。しかし今日の中国の農業発展方式では労働力の一般耕種部門からの解放こそが多角経営,社隊企業を興業する基本条件であるとされている。

〔4〕分配方式²⁴⁾

生産隊の労働管理において労働組織と緊密に関連し、相互規定的要因をなす労働報酬形態について検討する。

生産隊の分配は一般に年何回かの前払いと年末の結算払いとからなる。年初の計算にもとずいた前払いを、年末結算時では過不足調整し、清算する。

まず、年初の生産計画制定時に、生産隊の全経営部門についての生産量、労働投下量、コスト、財務などについて計画をたて、作業班への割り当て指標を決め、作業班の各メンバーに予定どおりの結果が得られた場合の労働報酬、分配量についてあらかじめ周知させておく。生産隊は作業班へ任務を請負わせるにあたっては、各作業班の生産目標、技術的措置を決め、それに必要な原材料、労働投入量を算定し、先のⅠ、Ⅱ、Ⅲ型でみたような形で作業班に下達する。投下労働のノルマ化については、標準労働日＝中等労働力の通常強度と質での1日の作業を1労働日とし、その10分の1を1労働点数とした上で、労働点数の計算は、基本的には以下の3形態のいずれかによっておこなわれる。即ち、(i)「死分死記」(個々の労働力を等級に分け、労働力毎の固有の1労働日の労働点数をあらかじめ決めておき、実労働時間にしたがって労働点数を計算し、記帳する)——時間賃金に近い形態で、実際の作業の質が評価しにくく、投下労働量と労働結果とが直接結びつかない。(ii)「按件記分」(作業項目ごとに、単位あたりの労働点数をあらかじめ決めておき、メンバーに対しては実際に遂行した作業量に従って労働点数を計算し、記帳する)——個数賃金に近い形態で、投下労働量と作業量とが直接結びつく。(iii)「評工記分」((i)、(ii)の形態を基礎にして、個々の作業の質を標準的作業と比較検討し、労働点数を評定し、記帳する)——この場合(i)を基礎とする場合と(ii)を基礎とする場合の両方がある——である²⁵⁾

Ⅰ、Ⅱ型の場合、生産隊はこの労働日数を作業班におろす。また、Ⅰ、Ⅱ、

24) 本節の記述は主として中国人民銀行農村金融局主編『農村人民公社生産隊会計知識』中国財政経済出版社1977年11月に依拠している。

25) 許滌新『論社会主義的生産、流通与分配』人民出版社1979年5月140～144頁。

Ⅲ型いずれの形態でも各メンバーの労働点数の計算は上のいずれかの方式でおこなわれる。

ところで、この労働日（労働点数）がいくらの現金（現物）に換算されるかは、当初計画では予定額（量）として計算しうるだけで、その確定には当該年次の収穫量、純収入の確定を待たねばならない。その時点で労働点数（労働日）1単位あたりの価格〔工分値〕（〔労働日値〕）は社員分配にあてられる額÷総労働点数（総労働日数）によって得られる。

社員分配部分は現物部分も貨幣換算した上で次の式に従って算定される。

分配総額＝収入総額－支出総額。

ここで収入＝農，林，牧，副，漁，その他生産隊の全生産部門の収入。

支出＝おなじく全生産部門の支出（原材料，補助材料），管理費，消却費。

従って分配部分は $v + m$ 部分に相当する。

年末分配では、この分配部分は現物分配と収益分配（現物を現金換算し、現金部分と合算しておこなう）の2とおりの仕方で計算される。

現物分配。食糧，クリ綿，油料，燃料用麦稈などについておこなわれるが、主要食糧については以下の式で算定される。

総生産量＝国家への供出量＋集団留保量＋社員分配量。

ここで、国家への供出量＝義務供出量＋超過供出量。

集団留保量＝種子＋飼料＋備蓄。

社員分配量＝基本口糧＋労働工分糧。

国家への義務供出量は1971～75年の平均水準に固定化されているが、通常の場合、収穫量よりまず優先的に控除される。集団留保量と社員分配量とは社員大会で決定される。しかし、種子，飼料はCの補填部分でコストを形成するので固定的であり、従って収穫高の多寡によって変動する可能性が最も高いのは社員分配量と備蓄糧ということになる。しかし『新60条（試案）』によれば、「口糧水準が国家の規定する供出起点より低ければ、一律に供出せず、絶対に供出しすぎてはならない」と規定されているので、現金収入は減少するが最低口糧の確保は生産隊に保証されているといえる。また、基本口糧（年

令別人頭割) と労働工分糧の割合は「7 : 3 ないし 6 : 4」と規定されている。

収益分配。先の分配総額は下の式に従って細分される。

分配総額 = 国家への税金 + 集団蓄積 (公積金, 公益金, 生産者基金, 備蓄糧基金) + 社員分配 (現金, 実物)

『新60条 (試案)』によると, 分配総額中税金 (農業税, 工商業税) はまず優先的に納入されねばならない。集団蓄積と社員分配の割合は社員大会で決定されるが, 「公積金は一般に分配部分中 5 パーセント前後, 収入の多い生産隊はそれをいくらか上まわってもよい, 公益金は 2.4 パーセント前後」, また社員分配部分については, 「正常の作柄の下では 90 パーセントの社員が収入をふやすようにし, その他の 10 パーセントの社員は収入を減らさず, また仮りに減少したにしても, すみやかに方法を講じて回復しなければならない」と規定されている。しかし, ここでも社員分配部分は残余であり, 収穫の多寡によって, 変動の可能性の最も大きい部分であり, 後者の規定にもかかわらず, 生産隊の自主的努力には限りがある。

各戸 (世帯) への分配量に次の式によって決められる。

口糧の現物分配量 = 世帯員の基本口糧総量 + 労働工分糧 × (世帯員の総参加労働日数 ÷ 生産隊の総労働日数)

年末結算時の現物分配量 = 各戸 (世帯) の分配さるべき口糧 - 前払い分配量
年末結算時での分配額 = 各戸の分配さるべき額 - (前払い額 + 当年返済すべき生産隊からの借金・借糧)

現金部分は上の式から口糧その他の現物の現金換算部分を差引いた部分である。口糧の最低保障はあるが, 現金についての規定はない。

先に述べた作業班の各種の請負い制度における「生産隊の統一計算」とはここでの計算を指し, I・II型において請負った 1 労働日の日価格は上の計算によってなされる。

以上の計算方法の特徴はつぎのとおりである。即ち, 第 1 に, 国家への農業税, 食糧の売渡しと生産隊での自給を最優先にし, その基礎の上でその他

の生産部門の発展による現金収入の増大がはかられる仕組みになっている。下達される供出量，義務供出量の指標をくみこんだ現物計算が収益分配計算とは別に設けられていることはこのことを示している。第2に，この現物(食糧・綿花・油料の第1類物資)と収益分配(貨幣換算方式)の二本立計算方式は公定買上げ価格の低位水準の下で供出量の量的確保を保証する計算方法でもある。仮りに収益計算で，これら部門の収益性が低くても(現実にそうなのであるが)，現物計算によって確保されねばならないからである。第3に，すでに指摘されたが，国家の取り分(供出量・税金)が最優先され，ついで各種社会化ファンド，最後に社員の取り分というように社員分配部分がつねに残余たる性格をもっていることである。口糧については供出免除の形での最低保障があるが，現金収入の変動はきわめて大きいと考えられる。結局のところ社員の現金収入部分が最終の調節弁になっている。第4に，ノルマ制，労働に応じた分配原則の適用される分配部分が意外に小さいということである。それは社員戸への収益分配の現金部分と現物の工分口糧部分からなりたつ。今日の条件の中で現金収入部分は大きいとは考えられず，現物分配量の中での工分糧の割合は小さいからである。

全体として，収益性原理・労働に応じた分配原則によりストレートな形で分配方法に適用するとすれば，収益分配計算への一本化と基本口糧部分の公益金へのくみかえと社員分配部分の投下労働日数による計算への一本化が必要になるが，前者の実行の条件としては食糧生産量の増大と価格引き上げが，後者の条件としては全体としての $c + v$ 部分の増大が不可欠であろう。現状においては先の原理や原則の貫徹は制限されざるをえず，その制限は行政的調整を必要とする領域を存続させることになる。

〔5〕政策転換をめぐる諸条件

以上の労働管理面での政策措置は，すでに述べたように，今日中国農村で現実に広く普及し，着実に実行されているとはいえない。政策転換以後，1年余の試行段階にあり，実施上の様々の問題に直面しているからである²⁶⁾

26) 事例よりみて最も多いのは地方幹部の間で「文革」イデオロギーが払拭されていない点である。この問題の性格については本論で詳論する。

そしてまた、この政策は農村における政治・経済の各部面での路線転換過程と有機的連関をもたせつつ遂行してゆくほかはないからである。

ここでは直面する問題状況を検討する。

(1) 農業生産の低水準と農民生活の貧困、

この点は政策転換の困難性を根本において規定している問題である。

1957年から78年までの21年間の農業生産と基本的生活資料の国内生産による供給状況をみると、生産面では年平均伸び率は食糧2.15パーセント、綿花1.3パーセント、油料作物0.9パーセント、糖料作物3.5パーセントであり、1978年の人口1人当り供給量の対1957年比伸び率は、食糧マイナス3.2パーセント、植物油マイナス33.3パーセント、綿布マイナス2パーセントといずれも1957年水準を下まわっている。その結果都市人口の食糧供給量の40パーセントは輸入に依存するなど、食糧・食油・綿花はいずれも輸入せざるをえず、この面で「4つの近代化」の大きな制約条件になっているのみならず、これら物資の農村への供給量自体も、対1957年対比で農村人口平均1人当り食糧をマイナス5.9パーセント、食油マイナス43.2パーセント、線布マイナス5.7パーセントといずれも低下している。また、1978年の人民公社の集団分配額は社員1人当り平均で73.9元であり、うち30パーセント前後の基本計算単位の分配額は50元以下であり、20～30元のところもあるという²⁷⁾ 分配額50元は今日の中国での最低水準と考えられており²⁸⁾ それ以下は国家補助の対象となると思われる。

更に、人民公社全体（生産隊ではない）の農副産物の商品化率は40パーセ

27) 王耕今「社会主義建設必須尊重農業是基礎的規律」『経済研究』1979年第12期。1977年の数字では全国農業人口1人当り年収は60余元、4分の1近くの生産隊の社員の収入は40元以下であったという（『決定（草案）』『中共研究』1979年5月号）、また1978年について別の資料では全国農業人口1人当り年収は70余元、4分の1の生産隊の社員の収入は50元以下となっている（『決定』）。

28) 分配額50元を穀物換算（米1キログラム=0.3元、小麦=0.28元前掲『農村人民公社生産隊会計知識』）とすると、米の場合166.7キロ小麦では178.6キロである。ところで『決定』では1979年より「配給食料200キロ以下の水稻地区、配給食糧150キロ以下の雑穀地区は、一律に買い付けを免除」されることになった。このことからみてもいかに低いか分かる。

ント余であり、²⁹⁾ このうち社隊企業の商品がかなりの割合を占めると思われる。食糧総生産量に占める商品化食糧の割合は20パーセントにすぎない³⁰⁾

以上の生産の停滞と自給的性格、農民生活の貧困は直接的には「大躍進」政策や「文革」による政治・経済の混乱およびその間の農民からの強蓄積、農民に対する「自力更生」の地域自給政策の強要によってひきおこされたものであり、その過程で農村社会の様々な前近代的意識や伝統もよびさまされていることは事実である。しかし、地域自律的な官僚主義的専制、その下での「1に徴発、2に平均主義」の横行の根本の原因は、単にこの時期の政策にのみ求めることはできない。農村社会の歴史的到達点に規定された生産の低位水準、経済の自給的性格、地域自律性、農民生活の貧困こそが平均的主義の温床であり、そうした旧社会の経済的、社会的、意識的遺産がこれまでの経済制度の社会主義的改革にもかかわらず制約条件として根強く生き残っているのである。とすれば、生産隊を収益性原理にもとづく集団経営単位とし、そこで労働に応じた分配原則を貫徹させようとするれば、単なる制度的改変では全く不十分であり、何よりも生産力体系の変革、さらに農村の社会構造、農民の意識構造の変革とを結合させることを不可欠とする。その意味では今日の政策措置の効果は当面制約されたものにならざるを得ないであろう。

(2)官僚主義的伝統と地域の自律的閉鎖性

「文革」期においては先に述べたように、経済が政治に従属し、経済運営機構は基本的には上意下達型の行政的指令性的システムであったが、それはまた官僚主義と地域自律性、その対極としての自然発生性によって強く修正されたものであった。本来集団農業企業とは農民の利益と自発的意思にもとずいた経営体であるはずだが、人民公社への移行にともなう「政社合一」(国家権力の末端単位である行政機構と高級農業生産協同組合の管理機構とが合体したもの)によって、農民の公社への加入・脱退の権利は自動的に消滅し、

29) 朱緯文「大力組織工業品和農產品的交換」『經濟研究』1979年第4期。

30) 同上。

公社は国家の政策をストレートに遂行する行政体の性格を持つようになった。人民公社の「政社合一」は、農民を集団経営に「封じ込め」、しかも経営を行政的に運営できる体制であった。「文革」期の「毛沢東路線」の下では、その体制は官僚主義的専制体制にかえられた³¹⁾

中共11期3中総会以後、政治機構の面にも革命委員会制度にかわる各級人民代表大会制度（国会、地方議会に相当）、各級人民政府制度が復活し、県級以下の人民代表会議代表の直接選挙制が1980年から行なわれることになった。同じく人民公社管理委員会委員（社長・副社長も含めて）は、生産大隊、生産隊級も含めて社員代表大会、あるいは社員大会での選挙によって決定されることになった。字義どおり行なわれるならば、従事メンバーの一部が上級の派遣人事によっておこなわれた公社管理委員会メンバーは住民の選挙によることになる³²⁾ 今日政治機構の正常化と民主化措置がとられ党一行政

31) 最近「政社合一」についての批判的見解がいくつかあらわれている。例えば董輔祁は「政社合一」によって生じた問題点について次の諸点をあげている。即ち(i)本来集団所有制経済に対して国家は間接的計画指導を行うべきであるのに、「政社合一」によって人民公社が国家政権の1レベルとなったことにより直接計画方式にかえられた。その結果多くの計画指標が下達され、上級組織の命令と強制が発生した。(ii)(i)の理由から上級の政権組織が生産隊の人力・物力・財力を無償で調達する状況がつねにうまれた。

(iii)公社幹部を国家が派遣する幹部が担任したことにより、集団の立場よりも国家的立場が優先されてしまった。(iv)国家のおこなうべき事業（例えば教育・衛生など）を人民公社におしつけ、大衆に負担させた、などである。ついで董は農村の基層政権組織と人民公社集団所有制経済組織の分離を提唱している。「關於我国社会主義所有制形式問題」『経済研究』1979年第1期。また王鳳林「談談人民公社的政社合一問題」『光明日報』1979年11月6日も同様な見解を述べている。これらは注目すべき見解であると思われる。

32) 1980年から施行される「中華人民共和国地方各級人民代表大会および地方各級人民政府組織法」には次のような問題点があると思われる。(i)職務権限については県級では上級の決議と命令の順守と執行の保証、下級の不適当な決議と命令の変更または取消しの権利、公社級についても前者が規定されており、上級決定の優位をそれにもとづく指導権の設定、そのもとの生産隊の自主権の尊重とよみとれる。上級決定(=中央集権)と住民自治との関係は微妙であるが、あまりにすっきり割り切っているように思われる。

(ii)社員代表大会(県人代)代表は直接投票によるが、代表候補者決定段階ではまず政党、諸団体、個人(3人以上)が共同あるいは単独で推せんし、選挙委員会が代表候補者名簿を公表したのち、選挙民小組(アクティブ分子と思われる)が定数の1.5~2倍まで協議または予備選挙によってしぼることになっている。選挙民が投票する前に1度ふりかけられていることになる。

—企業（経営）の役割分担の明確化，党，行政の経済への過度の介入の制限と指導のあり方の再検討がなされつつある。人民公社についていえば「政社合一」，「工作隊」，「蹲点」³³⁾ 制度の再検討がなされはじめている。

しかし，湘郷県³⁴⁾ 旬邑県³⁵⁾ 正定県³⁶⁾ の事件についての『人民日報』その他のキャンペーンによって明らかにされたように，「長官の意志」，「でたらめな指揮」，「土政策」，「四方八方から生産隊の基礎をほりくずす」，「一平二調」などにみられる官僚主義と地方の自律的な政策などの前近代的統治形態の残存と住民の政治的未成熟は否定することができない。計画経済の下での集団

33) 従来中央から県までの各級機関は指導方式として「三三制」を採用していた。「三三制」とは3分の1の要因が機関に残って日常の仕事にとりくみ，3分の1が工作隊を組織し農村に入り調査，指導に従事し，3分の1が「蹲点」し，と農民と食・住・労働をともにし農民から学ぶということである。陳永貴「農業は大寨に学ぶ第2回全国会議における報告」『農業は大寨に学ぶ全国会議の文献』外文出版社1977。この「工作隊」「蹲点」の是非をめぐって昨年『人民日報』は読者討論を組織した。例えば「不要濫派工作隊」1979年2月5日，「還是不向農村派工作隊好」4月12日，「公社幹部長年包隊的方法要改進」3月27日，「滄州地区領導幹部帶領工作隊深入社隊」5月6日，「到農業生產第一線去」同，「雲南省地具幹部深入第一線」5月12日，「工作勞動兩不誤」5月31日，「县委的落脚点要放到生產隊去」6月15日，「為甚么要蹲点？」6月25日など。

討論をつうじていえることは，「工作隊」，「蹲点」制度は中共の「大衆路線」の工作方法の制度化であるということである。即ち，幹部に下放を義務づけることによって，一方では上級幹部が基層におり農民と共に生活，生産し，その中から農民の要求，農村の諸問題を調査し，それを政策化し，指導する。他方でみずからも農民から遊離しないよう，農民の生活，心情の中で自己を点検するという機能を持たされている。しかし彼らはいまや解放過程のように在野で自分自身が先頭にたつて農民の利益を體現し，それによって自己のまわりに農民を結集し，権力との斗争に糾合することなしには自己の生命も危いという状況ではなく，反対に国家権力機構の一端を担い，国家政策執行上の責任を分担する立場にたっているのである。農民の立場に立つよりも国家的立場に立ち，農村における国家政策貫徹が彼らの任務とならざるをえない。こうして彼らの役割は国家権力の「伝導ベルト」化していたと思われる。「文革」の政策的誤謬の具体的実践を担ったといえる。では今日廃止の方向に討論が組織されているかといえばそうではなく，全体としてかれらの必要性を認め，職責を明確にした上で幹部の作風の改善，今日の政策の農村での普及，教育，指導の担い手と位置づけることでまとめようとしているように思われる。この点では本質はかわっていない。

34) 湖南省湘郷県委員会は同県の各地で上級各級，幹部が「文革」以後おこなっていた「上下左から生産隊に手をのばし四方八方から生産隊の足もとを握りくずす」すさまじい事態を明らかにし，その不合理な負担を軽減し，過去にさかのぼって返債させる措置をとった。この経験を党中央が全党に伝達し，各地でこの問題の解決がはかられたという。湘

経営の自主性を保証する中央集権の下での地域の住民自治の問題は中国においては今日ようやく課題となる条件がではじめた段階にあるといえよう。

(3) 農産物の低価格・価格不均衡，流通条件の未整備

国家からの義務的指標を重要物資の供出量に限定し，他の農副産物については契約制ないし自由市場での販売形態をとり，集団経営を収益性原則にしたがった軌道に移すことによって農民の生産意欲を引き出すことが今日の政策の本旨であるとした場合，その実現にとって(1)で検討したこと以外の経済的制約条件もまた大きい。第1に，農産物の低価格と農副産物相互間，農工間の価格不均衡である³⁷⁾ 最近の状況では食糧生産は「増産しても赤字」とい

郷県でおこなわれていたさまざまの事態とは次のようである。(i)無償で生産隊の労働力，資金，物資を調達し，非生産的建設を大いにおこなう。(ii)はで，浪費，飲みくい，幹部の違法乱紀，汚職窃盗，集団の金の私消，(iii)非生産部門への労働力，支出の増加のため各種名目の負担の増大，(iv)国家の各級部門が行なうべき農村の文教，衛生，交通事業等の負担の農民への転嫁，(v)幹部の集団からの借金，(vi)社隊企業を発展させるために生産隊の労働力・資金の徴用が多く，報酬の支払いが少ない。(vii)農地基本建設戦線が長くかつ多すぎ，社隊の資金と労働力を調発する，(viii)工業部門で農業を基礎とする思想が根をおろさない，などである。湘郷県の経験は「4人組」の批判・摘発運動の一環として『人民日報』等で多いにキャンペーンをはられた。(例えば『人民日報』1978年7月5日，7月28日，11月28日の各社説)。

35) 陝西省旬邑県は「大寨に学ぶ運動」が大きく進展し，基本建設では成果があがった県であったが，1 農民の投書にしたがった党省委の調査によって「大寨に学ぶ運動」の中で「幹部の作風が粗暴で法規に違反し，なぐる，ののしる，やたらに罰する，罪金や食糧分配をへらす」などの「封建ファッショ」的行動をとっていたことが明らかにされた。これまた思想面で「4人組」の害悪にそまったとして批判され（「発揚党的優良伝統，轉變幹部作風」『人民日報』1978年8月3日），全国的にキャンペーンされた。

36) 河北省正定県留村公社南庄大隊で公社党委員会がこの大隊の栽培した瓜を，公社党委の批准がえられない栽培計画によるものとして，強制的に青刈りさせた事件である。この間公社党委の命令に大隊が抵抗したことにより，大隊幹部のつるしあげ，おどし，更迭などの弾圧により公社一大隊一生産隊をつうじて公社党委の指導が問題化した。『人民日報』はこの事件のキャンペーンをつうじ誌上討論を組織し，幹部制度，国家計画のあり方，幹部の作風改善，「4人組」の「流毒」について様々の見解を紹介している（『人民日報』1979年7月27日「毀瓜的風波説明了甚么？」からはじまって，7月31日，8月1日，8月3日，8月9日，8月20日，8月30日，11月24日の各記事など）。

37) 価格調整について，食糧の統一買付け価格は1979年夏の出荷から20パーセントひきあげられ，超過買い上げ分はさらに50パーセント上乘せされた。綿花，油料，畜産品などもそれぞれ値上げされた。また農業用工業製品の価格の引き下げ方針も提起されている（『決定』）。

う情況³⁸⁾が各地で生じている。主要農産物は義務供出と自給の確保のためにコスト割れでも生産しなければならず、現金収入、収益増大は副業、農産加工部門に依存せざるをえない。農産物生産での労働生産性の増大による余剰労働力は後者の部門にまわすという経営パターンがあちこちでとられているが、これでは現金収入も食糧もという要求にあわない。食糧部門における収益性の増大が不可欠であり、そのため農業用工業製品の値下げ、主要農産物の価格引き上げが不可欠である。第2、市場機構の未整備である。農業の自給的性格、地域経済の閉鎖性とともにも国営商業、協同組合商業機構が需給の変化に対応することは現状では困難である。需要の変化が正しく、しかも速やかに供給側に伝達されることが集団経営の収益性にもとづく経営活動を国家全体の利害と正しく得させる前提条件である。以上2つの側面に関してもこの1年急速に様々な措置がとられつつあるが、これまた長期的な課題である。

(4)幹部・大衆の経営管理能力の低水準

今回の政策転換に最も戸惑っているのは地方幹部である。中国共産党員3600万人中半数が「文革」以後入党している。幹部のうち多くが「文革」の「奪権」幹部である。彼らは政治を重視し、業務を軽視するよう教えられてきた。今日業務が重視され、整党・整風がおこなわれつつあるが、経営管理能力はたかくない。一般大衆にしてもその点は同じであると思われる³⁹⁾。基層幹部が記帳をはじめとして生産管理、労働管理、コスト管理、財務管理に習熟することなしには、そしてまた上級幹部がそうした方向での指導を担いうるよう

38) 「1977年は1965年に比べて、全国の農用機械動力は830パーセント増え、化学肥料は260パーセント増えその結果、農業生産総収入は80パーセントだけ増え、逆にコストは130パーセント増えた。商業部・農林部・供銷合作總社の協同班の23省・市・自治区の2,163ヶ所の調査によると、1976年は1965年に比べて、食糧は畝当り36パーセント増大し、コストは54パーセント増大し、1労働日価格は0.7元から0.56元に30パーセント減少した」詹武「走中国式的農業現代化道路（下）」『经济管理』1979年第10期。

39) 生産隊の管理水準の低位についてふれた記述は多い。例えば福建省莆田地区の2万余の基本計算単位中、帳簿がメチャメチャか、ないもの24.5パーセント、食糧管理制度が混乱し、収支手続きが不健全なもの83.4パーセントである。地区全体としては基本計算単位の会計科目がちがひ、財務制度がバラバラであるという（「莆田地区各県積極培訓社、

業務的に習熟することなしには、先に述べた生産隊の経営管理は守備よくおこなわれえない。

以上、いくつかの基本的側面について政策転換の諸条件を検討してきた。政策実施の成否はこれらの諸前提条件の整備状況いかににかかっており、全体的に有機的相互連関性をもった政策遂行の成否いかににかかっている。現在のところそれらの政策のくみあわせ、段取り、遂行状況について確定することはできない。しかし、それぞれの課題の困難性については否定することはできない。とすれば、ここにとりあげた生産隊の労働管理についての今日の政策は、当面その内容において制限されたものとならざるをえないと思われる。

おわりに

以上、人民公社生産隊の経営管理、労働組織、労働報酬についての最近の政策およびそれをとりまく諸条件について検討してきた。政策は緒についたばかりでそれぞれの政策効果を確定する段階には至っていない。それ故政策効果の相互関連の測定もなしうる段階にない。大雑把な問題状況の把握にとどめざるをえない。

ところで、以上みてきた今日の政策体系はソ連・東欧の60年代以後の経済改革と多くの共通性を持っているように思われる。しかしソ連・東欧のそれが一定の内部的諸契機の成熟による改革への内的必然性をもったものとして考えられるとすれば、今日の中国の政策転換はよりドラスチックで断絶的契

隊管理人員」『人民日報』1979年7月11日)。また山東省兗州県では少なからぬ生産隊は労働管理をしておらず平均主義的で、財務、物資の管理が混乱しているという(「従経営管理中大搾潜力」同上1977年6月1日)。さらに上海郊区川沙県葵路、張橋公社の生産隊長に対する調査では、生産隊長214人中、(i)農作業ができ、主人公になれて、大衆が信頼できる老幹部36人、(ii)農業技術が少しわかり、基本的には主人公になれるが、生産と管理にはいずれもあまり精通していない幹部98人、(iii)農業生産、経営管理をよく知らず、独立して指揮できない青年隊長64人、(iv)思想がしっかりせず、工作が信頼できず、ちょっとやっっては投げ出し、農業から逃げ出そうとしている者16人だったという(「提高生産隊長経営管理水準」『解放日報』1979年4月27日)。

機の高いものである。それだけに今後の政策的不安定性、動揺の可能性はより高いといえよう。

(1980. 3. 24)